大治町物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨）

第１条　この要綱は、物価等の高騰による影響を受けている中小企業者等に対し、予算の範囲内において、大治町物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。)を交付することにより、大治町内の中小企業等の事業継続の下支えに寄与するものとする。

２　[前項](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00001009.html#e000000011)の支援金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号に定めるものをいう。

1. 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する者をい

う。

1. 消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２条第１項第３号で定める者を

いう。

（資格要件）

第３条　交付対象者は、中小企業者等であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは交付対象としないことができる。

1. 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

　　ア　法人に関する要件として、令和７年１月１日（以下「基準日」という。）までに大治町内に事業所を開設し、当該事業所が交付申請日時点においても引き続き事業を継続しており、資本金が１千万円以下であること。

イ　個人事業主に関する要件として、令和６年分の確定申告において事業収入（営業等、農業）の申告をしており、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

1. 基準日時点で住民登録が大治町内にあり、交付申請日時点において

も引き続き住民登録があること。

1. 基準日までに大治町内に事業所を開設し、当該事業所が交付申請日

時点においても引き続き事業を継続していること。

1. 基準日までに事業を開始し、交付申請日時点で倒産又は廃業しておらず、交付申請日以降も事業を継続する意思があること。
2. 物価やエネルギー価格高騰の影響を受けている者であること。
3. [大治町暴力団排除条例(平成２３年大治町条例第１５号)](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00000664.html)第２条に定める暴力団若しくは暴力団員に該当する者又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
4. 宗教活動または政治活動を主な目的とする事業を行う者でないこと。

（交付額）

第４条　支援金の額は、５万円とする。支援金の交付回数は、１事業者につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

* 1. 大治町物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（[様式第１号](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00001009.html#e000000153)）
  2. 大治町物価高騰対策支援金交付申請に関する誓約書 ([様式第２号](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00001009.html#e000000159))
  3. 確定申告書等の写し

ア　法人

直近の法人住民税確定申告書の写し

イ　個人事業主

令和６年分の確定申告書（第一表）の写し及び青色申告決算書または収支内訳書の写し

* 1. 履歴事項全部証明書（写し可）（法人のみ）
  2. 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）
  3. 大治町内で事業を行っていることが証明できる書類（上記書類で町内住所

が確認できない場合）

* 1. 預金通帳の写し（金融機関名、店名、口座番号、口座名義の確認ができ

る頁）

* 1. その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査のうえ支援金の交付の可否を決定する。

２　前項の規定により、支援金交付の可否を決定したときは、大治町物価高騰対策支援金交付決定通知書([様式第３号](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00001009.html#e000000165))により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　町長は前条第１項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、交付した支援金の全部の返還を命ずることができる。

1. 虚偽その他不正な手段により、支援金の交付決定を受けたとき。
2. 前号に掲げるもののほか、町長が支援金を交付することが不適当であると認めるとき。

（受付期間）

第９条　この支援金の受付期間は、令和７年７月１４日から令和７年９月１２日までとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年６月２６日から施行する。

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、[第８条](https://www1.g-reiki.net/yokoze/reiki_honbun/e360RG00001009.html#e000000091)の規定については、同日後もなおその効力を有する。